

2025年調査用

経済産業省生産動態統計調査

非鉄金属関係月報記入要領

[調査票番号]

5040, 9040, 9050, 9060, 9070, 9080, 9810



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

2025 年 1 月

経済産業省大臣官房調査統計グループ

鋳工業動態統計室

◆ 間違いやすい記入例 ◆

調査票の記入の際、間違いやすい主な記入例と確認ポイントについてまとめました。

間違いやすい記入例	正しい報告のために（確認ポイント）
<ul style="list-style-type: none"> ・定義外の品目分を計上 ・定義内の品目分を未計上 	<p>調査票記入要領に記載してある調査品目の定義や品目例示、生産などの調査項目の定義を確認してください。</p> <p>調査票の記入担当者が、貴事業所での製造品と調査品目の関連について必ずしも熟知していないと思われる場合には、定期的に、貴事業所における製造品に詳しい方が調査の報告内容について確認してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・海外生産分を生産に計上 	<p>本調査は、国内に所在し、かつ、調査品目を国内で生産している事業所が対象です。「生産」には、海外に所在する関連企業の生産分を含めないでください。</p> <p>ただし、貴事業所で生産する調査品目と同じ品目を貴事業所が海外から受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・三国間貿易分を計上 	<p>海外との帳簿上のみの輸出、輸入などの取引は、調査の対象にはなりません。実際に海外生産分を受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・在庫量の推計 	<p>在庫には、月末の実在庫量を記入していただくのが原則です。</p> <p>どうしても毎月把握できない場合に限って、計算による算出もやむを得ませんが、この場合でも、必ず定期的(四半期や半期など)に実在庫量を確認して報告してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・重複報告 	<p>自事業所(A工場)に他事業所(B工場)分を含めて報告している場合、当初は、A・B両工場の担当者に認識があったものの、担当者が替わるなどしてその状況が不明になり、いつの間にかB工場も調査票を提出している、というケースも考えられます。必ず、定期的に確認してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・単位誤り 	<p>調査票に記入の際は、調査票上に記載されている単位を確認の上、記入してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・月末従事者数の誤り 	<p>「事業所」の月末従事者数には、貴事業所に常時従事している全体的な人数(生産及び管理などの業務に常時従事している人数)を記入します。</p> <p>一方で、「〇〇部門」（機械器具月報は「当該品目群」以下同様）の月末従事者数には、貴事業所のうち当該調査品目の生産及び管理などの業務に常時従事している人数を記入します。</p> <p>したがって、「事業所」の月末従事者数は、「〇〇部門」の月末従事者数と比べて多いか等しくなります。</p>

記入した内容（記入欄、桁等）に間違いがないかどうか、提出前に今一度御確認をお願いします。

また、これまでの報告内容に間違いがあったとお気づきの場合や、記入に関する疑問点などがありましたら、「9. 調査票に関する連絡先」（目次参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞まで御連絡ください。

◆オンライン提出に関するQ&A◆

Q 1	紙調査票で提出していますが、オンラインでの提出に切替えたいのですが。
A 1 -①	送付された調査関係書類にオンライン提出に必要な「ログイン情報（政府統計コード・調査対象者 ID・初期パスワード）」が同封されている場合は、申込み不要で利用いただけます。政府統計オンライン調査システムへのログイン⇒ https://www.e-survey.go.jp/
A 1 -②	「ログイン情報」が同封されていない場合は、本書30ページの「オンライン提出希望確認書【新規届】」をコピー（PDF形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）からExcel形式の「オンライン提出希望確認書【新規届】」を出力し、全ての項目を記入の上、下記E-MAILで提出してください。提出から約2週間後にログインのための調査対象者 ID・初期パスワードを郵送でお送りします。なお、オンライン提出の開始希望月を将来に設定された際には開始希望月付近で送付します。
Q 2	変更したパスワードを忘れてしまいました。
A 2	政府統計オンライン調査システム上の連絡先情報にメールアドレスの登録が済んでいる場合は、「パスワードの再発行画面」からパスワードの再発行を行っていただくことが可能です。パスワードの再発行⇒ https://www.e-survey.go.jp/onlinec/reissuePassword なお、メールアドレスの登録が行われていない等で、上記の対応ができない場合は、パスワードの初期化を行いますので、下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。初期化手続き後に「ログイン情報」に記載の初期パスワードでログインし、再度、パスワードの変更をお願いします。
Q 3	「ログイン情報」を紛失してしまいました。
A 3	第三者の不正アクセスの原因となり得るため、至急下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。
Q 4	オンラインで提出できなくなりました。
A 4	Excelのバージョン変更や社内セキュリティ設定などにより、電子調査票の機能を利用いただけない場合があります。その場合は、紙調査票での提出に切替えをお願いします。本書2ページの「9. 調査票に関する連絡先」に「オンライン提出ができなくなったため紙調査票での提出に切替える。」ことを連絡の上、紙調査票にて提出してください。
Q 5	担当者（連絡先）が変更となりました。
A 5	本書31ページの「オンライン提出希望確認書【変更届】」をコピー（PDF形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）からExcel形式の「オンライン提出希望確認書【変更届】」を出力し、変更内容を含む全ての項目を記入の上、下記E-MAILまで提出してください。

【オンライン調査に関する問合せ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室オンライン調査担当

[電話番号] 03-3501-1090 [E-MAIL] bzl-stats-info@meti.go.jp

経済産業省 HP オンラインによる統計報告（上記以外のQ&Aも掲載しています。）

(URL) <https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

— お願い —

「ログイン情報」は厳重に保管してください。担当者が替わられても「調査対象者 ID」や「パスワード」の情報は継続して使用していただけます。

メール等での問合せの際には、「調査対象者 ID」「担当者氏名」「電話番号」を記入してください。なお、セキュリティ確保のため「パスワード」は記入しないでください。

非鉄金属関係月報記入要領

目 次

1. 調査の目的	1
2. 秘密の保護	1
3. 調査の対象	1
4. 報告義務等	1
5. 調査期日及び調査期間	1
6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法	2
7. 休業、廃業、転業及び名称変更等	2
8. 結果の公表	2
9. 調査票に関する連絡先	2

〔記入注意事項〕

1. 一般事項	3
2. コード欄の記入について	3
3. 一括事業所の調査票の記入について	4
4. 共通調査項目別事項	4
(1) 製 品 欄	4
(2) 原 材 料 欄	6
(3) 労 務 欄	7
(4) 生 産 能 力 欄	8
(5) 備 考 欄	8

〔月報別記入注意事項〕

軽金属板製品月報（調査票番号5040）	9
アルミニウム月報（調査票番号9040）	11
非鉄金属製品月報（伸銅製品）（調査票番号9050）	13
非鉄金属製品月報（シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊）（調査票番号9060）	15
非鉄金属製品月報（アルミニウム圧延製品）（調査票番号9070）	17
非鉄金属製品（電線・ケーブル）、光ファイバ製品月報（調査票番号9080）	20
非鉄金属月報（調査票番号9810）	24
調査票のオンライン提出について	27
参 考 調 査 票 様 式	

非鉄金属関係月報記入要領

この記入要領は、非鉄金属関係月報に関する経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）の記入の仕方についてとりまとめたものです。

この調査の対象となる事業所の報告者は、この記入要領に従って調査票に正確に記入し、提出期日までに経済産業大臣へ提出してください。

1. 調査の目的

この調査は、鋳工業生産の動態を明らかにし、鋳工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とし、統計法に基づく基幹統計を作成するため、経済産業省が経済産業省生産動態統計調査規則によって実施するものです。

2. 秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法第41条によって保護されています。したがって、徴税事務などに使用されることはありません。

3. 調査の対象

この調査の対象事業所は、経済産業省生産動態統計調査規則に規定されており、非鉄金属関係月報に関する調査票に記載された調査品目を生産する国内の事業所（以下「工場」という。）が調査の対象となります。ただし、電線・ケーブルについては工場全体の従事者30人以上、軽金属板製品については工場全体の従事者20人以上の工場が調査の対象となります。

なお、調査品目について生産の委託などを行っている事業所で、経済産業大臣が指定する事業所（以下「一括事業所」という。）を含みます。

4. 報告義務等

この調査の対象となる工場又は企業の管理責任者（報告者）は調査票に掲げる事項について報告することが、統計法第13条（報告義務）で義務付けられているほか、必要に応じて、同法第15条（立入検査等）の規定の適用があります。

なお、報告者がこれらの規定に反し、報告を拒んだり、虚偽の報告をしたり、立入検査に応じない場合などには、統計法第60条、第61条に基づいて罰せられることがあります。

5. 調査期日及び調査期間

この調査の調査期日は、毎月末日現在です。調査期間は、原則として毎月1日から末日までの1か月間となっています。やむを得ない場合は、一定の日（例えば、25日、20日など）を定めて、その日から1か月前の期間を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、一度定めた調査期間は特別な事情がない限り変更しないようにしてください。

なお、調査期間を変更した場合は、調査票の備考欄にその旨を必ず記入してください。

6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法

調査票は、経済産業大臣へ翌月15日までに1部提出してください。

調査票は、紙による提出のほか、オンラインによる提出方法があります。

なお、オンラインによる提出は「政府統計オンライン調査システム」を利用します。紙調査票報告事業所に対して12月に送付された、2025年用「調査関係書類一式」に同封の「内訳表」裏面に「ログイン情報（調査対象者ID・初期パスワード）」が記載されている事業所は、既に本システムの利用が可能です。記載がない事業所で、オンラインによる提出を希望される場合は、「調査票のオンライン提出について」（27～31ページ）を参照してください。

7. 休業、廃業、転業及び名称変更等

- (1) 休業、廃業、転業、名称変更などの場合は、「9. 調査票に関する連絡先」の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞に、その旨を連絡してください。
- (2) 休業の場合は、調査品目の製品在庫がなくなるまで毎月調査票を提出してください。また、操業を再開した場合は、直ちに調査票を提出してください。
- (3) 廃業又は転業の場合は、翌月の調査票から提出する必要はありません。

ただし、いずれの事由であっても、調査品目の製品在庫がある場合は、「9. 調査票に関する連絡先」の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞にその旨を連絡し、指示に従ってください。

8. 結果の公表

この調査の集計結果は、「経済産業省生産動態統計速報」、「経済産業省生産動態統計確報」、「経済産業省生産動態統計年報」として、インターネットにより公表しています。

経済産業省生産動態統計調査のホームページ：

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/>

9. 調査票に関する連絡先

【記入方法などに関する問合せ先】

＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞

電話：0120-172-938（通話料無料）

〔受付時間〕 平日 9:00～18:00（平日12:00～13:00、土・日・祝日・年末年始を除く）

【調査に関する問合せ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室

化学・金属班

住 所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話代表 03-3501-1511 内線 2866

〔記入注意事項〕

1. 一般事項

(1) 記入数字について

調査票の該当する欄に正確かつ明瞭に記入してください。

数字は全て算用数字を用い単位未満は四捨五入してください。

実績があっても単位未満四捨五入で0になる場合は、「0」と記入してください。

実績がない場合は空欄としてください。

(2) 訂正等について

(調査票提出前)

調査票に、あらかじめ印刷されている情報に訂正がある場合は、赤色で二重線を引き訂正内容を記載してください。また、事業所番号、企業名、事業所名、本社又は本店所在地、事業所所在地、法人番号の印刷（印字）がない場合は、記載いただくようお願いいたします。

(調査票提出後)

報告数値等に訂正が生じた場合には、その都度速やかに「9. 調査票に関する連絡先」（2ページ参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞に報告してください。報告をもとに担当者が訂正内容(①～⑧)について確認をしますので、訂正方法などについては、担当者の指示に従ってください。

- ① 企業名・事業所名・事業所番号・法人番号
- ② 調査票名・調査票番号
- ③ 品目名・品目番号
- ④ 調査項目名
- ⑤ 訂正期間
- ⑥ 訂正発生要因
- ⑦ 連絡先（担当部署名・担当者名・電話番号・FAX番号）
- ⑧ 訂正発生時期からの既報告値と訂正值

2. コード欄の記入について

(1) 提出調査票の該当月の記入は、調査票欄外（下段）の所定コード欄（年月分）に、例えば、1月～9月を01～09として2桁数字で記入してください。

(2) 事業所番号欄の都道府県（2桁）及び整理番号（8桁）欄には、この調査のために指定された番号を必ず記入してください。

なお、事業所番号は昨年と同じです。事業所番号が分からない場合は、「9. 調査票に関する連絡先」（2ページ参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞に照会してください。

例えば、事業所番号が13（東京都）-00058015の場合は次のように記入します。

【記入例】

統計調査 番号	調査票番号	年 月 分			事業所番号												
					都道 府県	整理番号											
A 0 7	※※※※	2	0	2	5	0	1	1	3	0	0	0	5	8	0	1	5

- (3) 「法人番号」欄には、貴社の法人番号（13桁）を記入してください。
 (4) この調査票の作成年月日を調査票左下の所定箇所に記入してください。

3. 一括事業所の調査票の記入について

一括事業所の調査票とは、あらかじめ経済産業大臣から一括調査報告の指定を受けた事業所が作成するものです。指定を受けた事業所は、指定された品目について、下請事業所などの数値を取りまとめて記入してください。ただし、一括調査報告の指定内容は事業所毎に異なりますので、指定された内容をよく確認の上記入してください。

なお、調査票の記入に当たっては、当該事業所が報告すべき記入事項（4. 共通調査項目別事項、月報別記入注意事項）を参照の上記入してください。

4. 共通調査項目別事項

次の調査項目別記入注意は、調査票共通の定義です。調査票の記入は、この定義によりますが、月報別記入注意事項（9ページ以降）も必ず参照してください。

※数量及び金額については指定された単位で記入してください。

(1) 製品欄

① 生産

調査期間中に国内にあるあなたの事業所（工場）で、実際に生産（受託生産を含む。）した製品（調査票記載品目）の数量を次の点に注意をして記入してください。ただし、仕掛中の半製品は除きます。

ア. あなたの工場が他から受託して生産した製品は、受託者側であるあなたの工場の生産として計上してください。

イ. あなたの工場が他に委託して生産させた製品は、これを実際に生産した委託先で生産に計上しますので、あなたの工場の生産には含めないでください。

ウ. あなたの工場で他の製品に加工又は消費するために生産したものも含めてください。

② 受入

調査期間中にあなたの工場で生産している調査品目（調査票記載品目）と同一の製品で、工場又は倉庫に次の事由により受入れた数量を記入してください。

ア. 他企業から購入したもの（輸入を含む。）

イ. 同一企業内の他工場から受入れたもの

ウ. 委託生産品及び委託加工品を委託先の工場（下請工場を含む。）から受入れたもの

エ. 返品（戻入れ）されたもの（廃棄品は除く。）

③ 消費

調査期間中にあなたの工場で他の製品の原材料、加工用として消費した数量を記入してください。

なお、自工場施設などへの設備投資、見本用、贈答用、展示用、試験研究用などの自家使用分は「消費」とはせず、出荷欄の「その他」に計上してください。

④ 出 荷

調査期間中にあなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所から実際に出荷した数量及び販売金額を記入してください。

なお、出荷数量は次の事由により、「販売」、「その他」に区分し記入してください。

(販 売)

ア. 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの

イ. 販売することを目的として本社、営業所又は中継地など（これが契約の主体となって借受けている倉庫などを含む。）に出荷したもの

ウ. 受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの

ただし、委託者が同一調査品目を生産している生産業者である場合は、販売には計上せず、出荷欄の「その他」に計上してください。

エ. 同一調査品目を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの（全くの転売品）

(そ の 他)

ア. 同一調査品目を生産している同一企業内の他工場へ出荷したもの

イ. 同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの

ウ. 委託生産又は委託加工のための原材料として出荷したもの

エ. 受託生産品又は受託加工品を同一調査品目を生産している生産業者（委託者）へ出荷したもの

オ. 自家使用したもの（自工場施設などへの設備投資、見本用、贈答用、展示用、試験研究用など）

カ. 自己消費したもの（ただし、調査票に消費欄が設けられている場合は消費欄に計上してください。）

キ. 受入れた製品を返品したもの

(販売金額)

販売金額は、契約価格又は生産者販売価格により評価した金額を記入してください。

ア. ここでいう契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込み料、運賃、保険料、その他の諸掛りを除き、消費税を含めたものです。

なお、製品を包装又は梱包して出荷するものについては、その包装費又は梱包費は価格に含めてください。

注：その他の諸掛りには、積み下し料のほか、保税倉庫保管料、港湾運送費、船積費などがあります。

イ. 委託者から原材料の供給を受け、加工賃を受け取る場合の価格は、原材料をその受給時の市価で購入したものとして算出してください。

⑤ 月末在庫

調査期間の末日現在において、あなたの工場で生産した調査品目の製品及び受入品で、あなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に保管してある製品の数量を記入してください。

なお、在庫には、販売済みのもので未引渡しとなっているものを含め、また、受託生産した製品を受託者が保管している場合は、受託者の在庫に計上します。

また、1社1工場の場合、本社と工場が経理上区別していない倉庫は工場の所属とします。

注：製品欄に記載する数量については、調査項目間に次のバランス関係が成立します。

$$(\text{前月末在庫} + \text{生産} + \text{受入}) - (\text{消費} + \text{販売} + \text{その他出荷}) = \text{月末在庫}$$

調査票に「受入」や「その他出荷」の項目が設けられていないこと、又は廃棄、災害、棚卸などの事由により、このバランス関係が著しく崩れている場合は、備考欄にその事由を具体的に記入してください。

(2) 原材料欄

① 生産（発生）

調査期間中に、あなたの工場で実際に生産（発生）した原材料（調査票記載品目）の数量を記入してください。

なお、発生とは、製造・加工を行う工程中に、非鉄金属のくずが発生した場合の発生量であり、これには設備の改修又は解体によって非鉄金属の故類を回収した場合の回収量も含めてください。

② 消費

調査期間中にあなたの工場で、調査品目の製品を生産するため、実際に消費した原材料の数量を次の点に注意をして記入してください。

ア．原材料のうち、溶解するものについては溶鉱炉、転炉、反射炉、溶解炉に投入したものを、電気分解するものについては、電解炉に投入したものをいいます。ただし、消費量の記入が困難な場合は、製造工程へ投入するために倉庫から工場へ倉出した数量を記入しても差し支えありません。

イ．一貫工場又は兼業工場で2業種以上を兼業する工場は、それぞれの業種に消費量を分割して記入しますが、分割が困難な場合は、生産の割合（数量又は金額）、設備の割合又は原価計算を行う際の配賦割合などで配分しても差し支えありません。

ウ．ア又はイによる場合は、備考欄にその旨を必ず注記してください。

③ 月末在庫

調査期間の末日現在において、あなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に実際に保管してある原材料(受託生産用として受入れた原材料を含む。)の数量を記入してください。

なお、一貫工場又は兼業工場で2業種以上を兼業する工場は、原材料の月末在庫をそれぞれの業種に分割しますが、分割が困難な場合は、最も代表し得る調査票に一括記入しても差し支えありません。この場合、月末在庫を記入していない調査票には「〇〇月報」に一括記入してある旨を備考欄に注記してください。

(3) 労務欄

① 月末従事者数

調査期間の末日現在において、実際に生産及び管理その他の業務に常時従事する人数を「当該品目部門」及び「事業所」にそれぞれ記入してください。

ア. 従事者とは次のものをいいます。

(ア) 期間を定めず又は1か月以上の期間を定めて雇われている者。ただし、親企業又は子会社への出向者、長期欠勤者(連続1か月以上)及び労働組合専従者は除きます。

(イ) 親企業又は子会社からの出向者、人材派遣会社からの派遣従業者などは(ア)に準じて扱います。

(ウ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

(エ) 個人経営企業の事業主又は家族従業者のうち、常時その工場の業務に従事し、給与の支払いを受けている者

イ. 「当該品目部門」の従事者とは、調査品目の生産に従事する者をいいます。

なお、一貫工場又は兼業工場で2業種以上を兼業する工場は、それぞれの業種に区分して記入しますが、兼務している従事者及び補助、管理部門のような共通部門の従事者の数は、妥当な方法(生産額など)で配分してください。

ウ. 「事業所」の従事者とは、その工場全体の従事者をいいます。

なお、本社の従事者は原則として含めませんが、工場と本社が同一場所にあつて区分が困難な場合は含めても差し支えありません。

(4) 生産能力欄

調査票所定の品目について、調査期間の末日現在におけるあなたの工場の月間生産能力を次の生産能力一般算定基準に従って記入してください。

なお、月間生産能力の把握が困難な工場は、年間（又は年度）生産能力の12分の1を記入してください。

① 生産能力一般算定基準

ア. 生産能力は、あなたの工場の生産諸条件が標準的な状態にある場合、その生産設備で生産可能な最大生産量（又は最大産出額）とします。同一の生産設備から当該品目以外の品目が生産される場合は、過去の生産構成などからできる限り当該品目の生産能力を割り出してください。

なお、生産設備以外で生産ネック要因になりうるものについては、生産能力算定にあたって、これを考慮してください。

イ. 生産設備の対象範囲は、原則としてあなたの工場の現有生産設備とします。ただし、将来破棄を予定して休止した設備及び現在休止している設備であって、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とするものは、含めないでください。

ウ. 操業時間及び操業日数は、あなたの工場の標準的なものとします。一時的な需給関係による操業時間及び操業日数の変動や行政的な制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変化とみなし、生産能力算定にあたって、考慮しないでください。

エ. 労働力は、あなたの工場の生産設備（又は生産工程）に従事する標準的な人員とします。人員の一時的な変化は生産能力算定にあたって、考慮しないでください。

② 品目別生産能力算定基準

調査品目ごとの生産能力算定基準は、月報別記入注意事項の生産能力に示すとおりです。具体的に条件設定がなされている品目（算式が示されているもの）については、それらの条件に基づいて生産能力を算定してください。

③ 生産能力算定基準の見直し

品目別生産能力算定基準のなかで具体的な条件設定がなされていないもの（算式が示されていないもの）については、各工場が定期的（年初又は年度初）に見直しを行ってください。

(5) 備考欄

① 製品欄に掲げた調査品目の生産、販売、在庫などに、前月と比べ大幅な変動があった場合は、「〇〇〇向け需要増（又は需要減）」、「事故」、「生産中止」、「棚卸」、「災害」など、差し支えない範囲で主な理由を注記してください。

② 生産能力に変化があった場合は、「増設」、「設備廃棄」、「生産能力の見直し」などの区別を記入してください。

〔月報別記入注意事項〕

軽金属板製品月報（調査票番号：5040）

軽金属板製品（日用品、産業用品）を生産している工場で工場全体の従事者20人以上の工場は、全てこの調査票を提出してください。

この調査票は、あなたの工場における生産状況、労務及び生産能力を記入するものです。

なお、調査票記入に際しては記入注意事項の「4. 共通調査項目別事項」（4～8ページ）を参照してください。

1. 製 品

(1) 製品とはアルミニウムの板材、管材及び形材を素材とする製品をいいますが、そのうち建築資材用品（サッシ、ドア、屋根板、天井板、カベ板、カーテンウォールなど）、がん具及び押し出しチューブは対象から除きます。

(2) また、アルミニウム及び同合金の棒、線、はくなどを素材とする製品やダイカスト製品、鋳造製品も対象外です。

次の区分によって記入してください。

① 日用品 …………… なべ、湯沸し、その他の用品（蒸し器、フライパン、食器）など。

② 産業用品

日用品以外の産業用に使用される製品又は板製部品を下記区分によって記入してください。

なお、日用品との区分が困難なものについては産業用品として取扱ってください。

ア. 電気器具用品 …………… ホットプレート、電気炊飯器、電気ポット、電子ジャー、ライトポール、クーラ、ロールボンド、パネルヒータ、プロペラファン、冷蔵庫、洗濯機、ラジオ、テレビ、ステレオ、照明器具、通信機などの板製部品をいいます。

イ. 船舶・車両用品 …… ボート及びヨットなどのボディー、タンクローリー（水タンク、油タンクなど）、サッシ、ドア、はしご、コンテナ、トレーラ、冷凍トラックなど船舶、車両の板製部品をいいます。

ウ. 飲料用缶 …………… 酒、ビール、清涼飲料、嗜好飲料、滋養飲料などの小売用のものに限りです。

エ. その他の産業用品 …… 化学部門用品（薬品タンク、醸造タンク、配管具など）、紡績用器具用品、輸送箱、はしご、脚立、ブイ、プール用板製品、広告塔、道路標識、ガードレール、足場、表示板、看板、ビールだる（ミニだるを含む。）、魚缶、牛乳缶、仏壇、太陽熱温水器などの上記以外の産業に用いられる、製品又は板製品部品をいいます。

2. 生産能力

調査品目の生産能力算定基準は、以下に示すとおりです。具体的に条件設定がなされている品目（算式が示されているもの）については、それらの条件に基づいて生産能力を算定してください。

(1) 生産能力

設備能力

(2) 設備の対象範囲

ア. 缶 体：缶体成型機（ボディー・メーカー）の生産能力

イ. 缶 ふ た：タブ組立プレス（コンバージョン・プレス）の生産能力

(3) 1日の操業時間

22時間

(4) 1か月の操業日数

21.7日（260日×1/12）

(5) 算 式

月間生産能力＝設備能力×70%×22時間×21.7日

(6) そ の 他

スチール缶と兼業している場合であっても、全てアルミニウム缶を生産したと仮定して生産能力を算出してください。

アルミニウム月報（調査票番号：9040）

この調査票は、製品の指定品目の生産状況、原材料の受払及び労務を記入するものです。

なお、調査票記入に際しては記入注意事項の「4. 共通調査項目別事項」（4～8ページ）を参照してください。

1. 製 品

(1) 製品は、精製アルミニウム地金、アルミニウム合金地金、アルミニウム二次地金、アルミニウム二次合金地金、アルミニウム粉に区分し、それぞれ次の品目の定義に従ってください。

※地金及び合金地金には、アルミニウム溶湯を含む。

(2) 品目名及び品目の定義

① 精製アルミニウム地金

普通アルミニウム地金を精製するプロセスによって得られる高純度地金

② アルミニウム合金地金（鋳物・ダイカスト用）

99.5%以上のアルミニウム地金に金属けい素、銅、マグネシウムなどを添加して成分調整された地金でアルミニウム含有量50%以上のもの

③ アルミニウム合金地金（その他用）

上記②以外のアルミニウム合金地金（スラブ、ビレット）でアルミニウム含有量50%以上のもの

④ アルミニウム二次地金（脱酸用）

アルミニウムの故又はくず、アルミニウム合金の故又はくずなどを成分未調整で流し替えた地金及びショット（粒）でアルミニウム含有量90%以上のもの（JIS H 2103を参照）

⑤ アルミニウム二次地金（その他用）

上記④と同じ。

ただし、アルミニウム含有量97%以上のもの（JIS H 2103を参照）

⑥ アルミニウム二次合金地金（鋳物・ダイカスト用）

アルミニウム地金及びスクラップなどに金属けい素、銅、マグネシウムなどを添加し、成分調整された地金でアルミニウム含有量50%以上のもの

⑦ アルミニウム二次合金地金（その他用）

上記⑥以外のアルミニウム二次合金地金

⑧ アルミニウム粉

噴霧法（アトマイズ法）又は押濁法（スタンプ法）に類似した製法により生産されるものに限り、アルミペーストを含みます。ただし、アルミペーストはアルミ粉換算で記入してください。

（注）アルミニウム合金メーカー向けのアルミニウムベースメタルは除外してください。

2. 原材料

(1) アルミニウム地金

(精製アルミニウム用アルミニウム地金及びアルミニウム合金用などのアルミニウム地金)
電気分解によって製造されたアルミニウム地金でアルミニウム含有量99%以上のもの

(2) アルミニウム二次地金

アルミニウムの故又はくず、アルミニウム合金の故又はくず及びアルミニウムの滓を流し
替えたアルミニウム含有量50%以上のもの

(3) アルミニウムのくず

アルミニウムの含有量99.0%以上のもの

(4) アルミニウム滓（ドロス・灰）

溶解時に溶湯上部に浮上した“浮きかす”を回収したもの

(5) 銅及び銅の故又はくず

銅の含有量97%以上のもの

非鉄金属製品月報（伸銅製品）（調査票番号：9050）

銅、黄銅及びその他銅合金の伸銅製品を生産する事業所は全てこの調査票を提出してください。
この調査票は、銅、黄銅、その他銅合金の伸銅製品の生産状況、原材料、労務及び生産能力を記入するものです。

なお、調査票記入に際しては記入注意事項の「4. 共通調査項目別事項」（4～8ページ）を参照してください。

1. 製 品

製品は、銅、黄銅、その他銅合金（黄銅以外の銅合金）の製品に区分し、それぞれ所定の形状別に区分して記入してください。

(1) 生 産

あなたの工場が実際に生産した製品を記入してください。したがって、同一企業内の他の伸銅工場若しくは他企業の伸銅工場から受入れた半製品を再圧延の工程にかけ製品としたときもあなたの工場の生産になります。

(2) 出 荷

① あなたの工場が販売その他の理由により実際に出荷した製品で、同一企業内の他の工場に出荷したもの及び受託完了して委託先に返還するため出荷したものを含めてください。

なお、同一工場の他部門で消費したものは含めないよう注意してください。

② 出荷は「販売」と「その他」に区分してください。

③ 「その他」には、あなたの工場が販売以外の理由により出荷したもので、次の場合を含めてください。

ア. 他の伸銅工場から半製品の再圧延を委託され、これを製品にしてその委託先の伸銅工場に返送したの場合

イ. 同一企業内の他の伸銅工場に販売のため製品を移動した場合

ウ. 同一企業内の他の工場に原材料として出荷した場合

(3) 月末在庫

あなたの工場で現実に保管している製品（半製品、仕掛品を除く。）を記入してください。

2. 原 材 料

(1) 調査品目

電 気 銅 …………… 銅の含有量99.9%以上のもので、電気分解によって製造された新地金

銅の故又はくず…………… 銅の故若しくはくず又はこれらを流し替えたもので、銅の含有量97%以上のもの

銅合金の故又はくず …… 銅合金の故若しくはくず又はこれらを流し替えたもので、銅の含有量50%以上のもの

亜 鉛 …………… 亜鉛の含有量98%以上のもので、電気分解又は蒸留法によって製造された地金（再生蒸留亜鉛を含む。）

再生亜鉛 …………… 亜鉛の故若しくはくず又は亜鉛合金の故若しくはくずを再生し、又は流し替えたもので、亜鉛の含有量90%以上の地金

(2) 消 費

あなたの工場が伸銅製品を生産するために消費したものを記入してください。また、他へ出荷したもの又は発生くずについては自工場返り材は含めないでください。

なお、その把握が困難であれば、原料倉庫から工場現場に搬出したものを記入しても差し支えありません。

3. 生産能力

下記の事項を考慮して調査品目ごとに月間生産能力の算定を行ってください。

なお、多品種を生産している工場では、特定の品種を集中的に生産する場合の能力ではなく、過去の実績などを勘案した標準的な品種構成で生産するときの能力を算出してください。

- (1) 月間の操業日数は、各品種の標準的な年間稼働日数を12か月で除したものとする。
- (2) 月間の操業時間は、各品種の過去の実績などを考慮した標準的な1日当たりの稼働時間に上記(1)の月間の操業日数を乗じたものとする。
- (3) 各生産設備を稼働させるのに必要な標準的人員を前提とする。
- (4) 生産活動を維持するための原材料の供給は、標準的品質の供給を前提とする。

非鉄金属製品月報（シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊）

（調査票番号：9060）

シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊を生産している工場は、全てこの調査票を提出してください。

この調査票は、工場で生産している上記の品目について、生産状況、原材料及び労務状況を記入するものです。

なお、調査票記入に際しては記入注意事項の「4. 共通調査項目別事項」（4～8ページ）を参照してください。

1. 製 品

調査票に掲げる品目別に生産、受入、消費、出荷（販売、その他）、月末在庫について、その量を所定の単位で記入してください。

(1) シリコンウエハ

- ① 生産（完成在庫量）、出荷、在庫数量などは、ラップドウエハ、ポリッシュドウエハ、エピタキシャルウエハなどの全品種で記入してください。ただし、生産量などが全品種の合計数量で把握できない場合は、ポリッシュドウエハ段階での数量を記入してください。

完成在庫量とは、検査工程を経た在庫量をいい、下請、部分加工などの事業所から完成品として納入されたものについては自社における検査工程を経た在庫量をいいます。

- ② 各口径の範囲及び面積換算係数は次のとおりです。

口 径	口 径 の 範 囲	面 積 換 算 係 数
5 インチ（125mm）以下	138mm未満	75mm以下=7.07sq. in.
		100mm=12.17sq. in.
		125mm=19.02sq. in.
6 インチ（150mm）	138mm以上175mm未満	150mm=27.39sq. in.
8 インチ（200mm）	175mm以上250mm未満	175mm=37.28sq. in.
		200mm=48.69sq. in.
12インチ（300mm）以上	250mm以上	300mm=109.57sq. in.

- ③ 出荷販売金額は、各口径の販売額の合計を記入してください（単位は百万円です。）。

- ④ 単位「10³sq. in.」は千スクエアインチを表します。

(2) はんだ及び銅合金塊

- ① は ン だ …… 通常棒はんだ、線はんだ、脂入線はんだ、糸はんだ、テープはんだ、粉末はんだ、練はんだなどと呼称されているすずと鉛の合金で、それぞれに区分する必要はありません。

- ② 銅合金塊 …… 銅の故若しくはくず又は銅合金の故若しくはくずを再生し、又は流し替えたもので、銅の含有量 55%以上の地金

2. 原材料

はんだ、銅合金塊のみについて記入してください。

(1) 調査品目

鉛 …………… 鉛の含有量99.95%以上のもので、電気分解又はパークス法その他製錬によって主として鉱石から製造された新地金

再生鉛 …………… 鉛の故若しくはくず又は鉛合金の故若しくはくずを再生し、又は流し替えたもので、鉛の含有量90%以上の地金

鉛の故又はくず …… 鉛の故、くず若しくは滓若しくは鉛合金の故、くず若しくは滓又はこれらを流し替えたもので、鉛の含有量50%以上のもの

(2) 消費

あなたの工場がはんだ・銅合金塊を生産するために消費したものを記入してください。他へ出荷したもの又は自工場返り材は含めないでください。なお、その把握が困難であれば、原料倉庫から工場現場に搬出したものを記入しても差し支えありません。

3. 労務

製造及びこれに関連した業務に従事している者で、直接生産に従事している者と間接的に従事している者とを問いません。「シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊部門」に「高純度多結晶シリコン」は含めないでください。

なお、間接業務に従事している者は、当該部門と他部門に区分が困難と思われませんが、工場の実情に応じてあん分してください。

4. 生産能力

シリコンウエハの生産能力は、ウエハのポリッシュの月間生産能力で表します。ここでいう生産能力とは、各社の標準的なウエハの処理能力に歩留り率を考慮したものとします。

なお、生産能力は、面積の合計（単位「10³sq. in.」）で記入してください。

(1) 対象品目の範囲

ポリッシュドウエハ

(2) 対象設備

ウエハの研磨装置

なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象範囲に含めないでください。

(3) 生産能力の見直し

製造工程上の技術的な改良、設備の部分的改良などにより生産能力に変化があった場合は、生産能力を改訂してください。

なお、一時的な需給関係による操業時間又は操業日数の変動や行政的な制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変動とみなし、生産能力算定の際に考慮しません。

非鉄金属製品月報（アルミニウム圧延製品）（調査票番号：9070）

アルミニウム及びアルミニウム合金の圧延製品並びにアルミニウムはくを生産する工場は、全てこの調査票を提出してください。

この調査票は、アルミニウム圧延製品及びアルミニウムはくの生産状況、原材料、労務及び生産能力を記入するものです。

なお、調査票記入に際しては記入注意事項の「4. 共通調査項目別事項」（4～8ページ）を参照してください。

1. 製 品

製品はアルミニウム圧延製品（アルミニウム合金製品を含む。以下同じ。）及びアルミニウムはくに区分し、それぞれ所定の形状別に、あなたの工場で実際に生産した製品を次の定義に従って記入してください。

(1) あなたの工場で熱間又は冷間圧延（押出、引抜き及び連続鋳造を含む。）工程を経たアルミニウム圧延品で、他の圧延工場から受入れた半製品を再圧延した製品を含めてください。

ただし、再圧延の素材として他企業の圧延工場若しくは同一企業の他の圧延工場に提供（販売）する半製品（原板、素管、素棒線）は含めないでください。

(2) アルミニウムはくの地板は完成品としてその品目に含めてください。

(3) あなたの工場が原料から一貫して「はく」の生産を行っている場合は、はく地（はく地として最終工程の完了したもので主として条）の段階で完成品として計上してください。

製品の形状区分はそれぞれの定義に従って分類してください。

- ① 板 …………… 圧延によって製造されたもので、正方形又は長方形に剪断されたものをいいます。
- ② 円 板 …… 板を円形状に打抜きしたもの若しくは円形状に剪断されたものをいい、姿抜きしたものも含めてください。
- ③ 条…………… 圧延によって製造されたもので、特に指定のないときは、条の長さが10m以上のもので、通常、巻取状のものをいいます。
- ④ 管 …………… 押出、引抜・溶接などの方法によって製造され、断面が中空状で原則として円形でまっすぐなものをいいますが、特に注文者の指定により、巻取状にされたものも含めてください。
- ⑤ 棒・線 …… 押出、引抜などの方法によって製造され、断面が丸形・正方形・長方形・正六角形でまっすぐなものをいいますが、特に注文者の指定により、巻取状にされたものも含めてください。
- ⑥ 形 材 …… 押出の方法によって製造され、断面が凹凸状のものをいいます。
- ⑦ は く …… はく圧延機によって製造され、厚さが0.2mm以下の極薄の圧延品をいいます。

ア. 生 産

あなたの工場が実際に生産した製品の数量（はく地及びブスパーを含む。）を記入してください。

以下の製品も生産に含めてください。

- (ア) 同一企業内の他のアルミニウム圧延工場若しくは他企業のアルミニウム圧延工場から受入れた半製品（原板、素管、素棒線）を再圧延の工程にかけ完成品としたもの
- (イ) 他のアルミニウム圧延工場から半製品の再圧延を委託され、これを完成品にしたもの

イ. 出 荷

あなたの工場が販売又はその他の理由により実際に出荷した完成品で、同一企業内の他工場に出荷したもの及び受託完了して委託先に返還するために出荷したものも含めてください。

なお、同一工場の他部門（次工程）で消費したものは含めず「消費」に含めてください。

出荷は「販売」と「その他」に区分してください。

「その他」にはあなたの工場が次の理由により出荷したものを記入してください。

- (ア) 他のアルミニウム圧延工場から半製品の再圧延を委託され、これを完成品にしてその委託先の圧延工場に返送したもの
- (イ) 同一企業の他の圧延工場に販売のため製品を移動したもの
- (ウ) 同一企業の他の工場に原材料として出荷したもの

ウ. 月末在庫

あなたの工場が実際に保管している製品を記入してください。

2. 原 材 料

(1) 調査品目

- ① アルミニウム地金 …………… アルミニウムの含有量 97%以上のもので、電気分解によって製造された新地金をいいます。アルミニウム地金には精製アルミニウム地金と普通アルミニウム地金とアルミニウムスラブ・ビレット（アルミニウム）も含めてください。
- ② アルミニウム合金地金 …… アルミニウムを主体とし金属を添加溶解し、鑄塊したものをいいます。アルミニウムスラブ・ビレット（合金）も含めてください。
- ③ アルミニウム二次地金 …… アルミニウムの故若しくはくず又はアルミニウム合金の故若しくはくずを再生し、又は流し替えたもので、アルミニウムの含有量 50%以上の地金をいいます。アルミニウム二次地金には、アルミニウム二次合金地金も含めてください。
- ④ アルミニウムくず …………… アルミニウムの故、くず、滓若しくはアルミニウムの合金の故、くず、滓でアルミニウムの含有量 50%以上をいいます。

(2) 消 費

あなたの工場がアルミニウム圧延製品を生産するために実際に消費したもので、自工場返り材は含めません。アルミニウム地金、アルミニウム二次地金、アルミニウムくずにあつては、溶解炉に投入した段階で消費とし、スラブ・ビレットにあつては、圧延機若しくは押出機にかけたものを消費とします。

なお、その把握が困難な場合は、原料倉庫から工場現場に搬出したものを記入しても差し支えありません。

3. 生産能力

下記の事項を考慮して調査品目ごとに月間生産能力の算定を行ってください。

なお、多品種を生産している工場では、特定の品種を集中的に生産する場合の能力ではなく、過去の実績などを勘案した標準的な品種構成で生産するときの能力を算出してください。

$$\text{月間生産能力} = \text{設備能力} / \text{日} \times \frac{\text{稼働可能時間}}{24} \times \frac{\text{年間稼働日数}}{12}$$

- (1) 設備能力（熱間圧延機、冷間圧延機、はく圧延機、押出機など）は、標準的な品種構成で24時間生産したときの能力とする。
- (2) 稼働可能時間は、標準的人員、標準的品種構成など標準的生産条件のもとで実際に稼働することのできる時間とする。
- (3) 年間稼働日数は、事業所の年間稼働日数とする。

非鉄金属製品（電線・ケーブル）、光ファイバ製品月報 （調査票番号：9080）

電線・ケーブル〔銅の裸線、絶縁電線（巻線、機器用電線、輸送機器用電線、通信用電線・ケーブル、電力用電線・ケーブル、その他の絶縁電線）及びアルミニウム線など〕を生産している工場が工場全体の従事者30人以上の工場は、全てこの調査票を提出してください。

光ファイバ製品を生産している工場は、従事者数に関わらず全てこの調査票を提出してください。また、光ファイバ製品は、「1-1. 製品」、「1-2. 販売先内訳」についてはキロメートルコア（kmコア）で記入してください（ケーブルなどの場合、光ファイバの心線本数にケーブル長を乗じた数字になります。）。

この調査票は、あなたの工場における生産状況、原材料、労務及び生産能力を記入するものです。

なお、調査票記入に際しては記入注意事項の「4. 共通調査項目別事項」（4～8ページ）を参照してください。

1-1. 製 品

あなたの工場における電線・ケーブルの最終製品（心線で販売されるものを含む。）、光ファイバ製品について所定の品目別定義に従って記入してください。

(1) 品 目

① 電線・ケーブル

ア. 銅 裸 線（電線メーカー向け心線）

電線メーカー向けに電線・ケーブルの導体材料として出荷されるもの（伸線・加工メーカー向けを含む。）。ただし、自社用導体材料向けは含めないでください。

注：受払い欄の記入に当たって、ア. 銅裸線（電線メーカー向け心線）とイ. (ア)裸線（ユーザー向け）とに区分が困難な場合は、出荷量の多い品目に受払いを計上し、出荷量の少ない品目は出荷量＝生産量としても差し支えありません。

イ. 銅 線（完成品）

(ア) 裸 線（ユーザー向け）

ユーザー向けの銅を素材とした電気用の裸線で丸線、トロリ線、平角線、より線、編組線、合金線、履鋼線及びその他の裸線

(イ) 絶縁電線

電気を導体から逃がさないよう繊維類・天然ゴム・合成ゴム・合成樹脂などで絶縁又は、保護されている電線

ア) 巻 線

電気機器、通信機器、電気計器などのコイルに使用するマグネットワイヤーで、ガラス巻線、ガラス巻平角線、紙巻線、その他の耐熱横巻線、油性エナメル線、ホルマール線、ポリウレタン線、ポリエステル線、ポリエステルイミド線、ポリアミドイミド線、ポリイミド線、その他の合成エナメル線及びその他の巻線

イ) 機器用電線

電気機械・通信機器・電子機器に使用する電線で、口出用電線、電気機器配線用電線、ゴム絶縁コード、プラスチック絶縁コード、機ひも、通信機器配線用電線、電子機器配線用架橋絶縁電線、電子機器用非架橋絶縁電線、電子機器配線用多心ケーブル、電子機器配線用フッ素樹脂絶縁電線、同軸コード（共聴用同軸ケーブルを除く。）、音響用コード、機器用配線用ハーネス（通信機器配線用電線以外の全ての機器配線用ハーネス）及びその他の機器用電線

ウ) 輸送機器用電線

自動車・車両・船舶・航空機・宇宙用機器に使用される電線

エ) 通信用電線・ケーブル

紙・プラスチックなどで絶縁した通信用の電線・ケーブルで、市内ケーブル、市外ケーブル、共聴用同軸ケーブル、その他の同軸ケーブル（幹線用同軸ケーブル、漏洩同軸ケーブルを含む。）、局内ケーブル、LANケーブル、通信用屋内外用電線及びその他の通信用電線・ケーブル

オ) 電力用電線・ケーブル

プラスチック・ゴム・油浸紙などで絶縁した送・配電用の電線・ケーブルで、屋外用ビニル絶縁電線、屋外用ポリエチレン絶縁電線、屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線、引込用ビニル絶縁電線、その他の屋外用電線、OFケーブル、OFケーブル以外の紙絶縁ケーブル、600ボルト架橋ポリエチレン電力ケーブル、1万ボルト未満架橋ポリエチレン電力ケーブル、6万ボルト未満架橋ポリエチレン電力ケーブル、20万ボルト未満架橋ポリエチレン電力ケーブル、20万ボルト以上架橋ポリエチレン電力ケーブル及びその他の電力用電線・ケーブル

カ) その他の絶縁電線

巻線、機器用・輸送機器用・通信用・電力用の電線・ケーブル以外のプラスチック・ゴムなどで絶縁した電線・ケーブルで600ボルトビニル絶縁電線、600ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブル、600ボルトビニル絶縁ビニルシース平形ケーブル、その他の屋内用電線、耐火ケーブル、耐熱電線、警報用電線、制御用ケーブル、計装用ケーブル、信号用ケーブル、天然ゴムキャブタイヤケーブル、合成ゴムキャブタイヤケーブル、プラスチックキャブタイヤケーブル、分岐付ケーブル、その他の絶縁電線

ウ. アルミニウム線

アルミニウムを素材とした電気用の裸線（鋼心アルミニウムより線などを含む。）及びアルミニウム導体の巻線及び絶縁電線

② 光ファイバ製品

ア. 通信用ケーブル

(ア) 光ファイバケーブル（通信複合ケーブルを含む。）

大容量伝送用に用いられる光ファイバ通信ケーブルで、メタル導体の通信ケーブルと複合したものも含めてください。

(イ) その他の光ケーブル

上記(ア)に属さない光ファイバケーブルで、電力ケーブル、被覆電線と複合した各種のケーブルと「その他の光複合ケーブル」、「光架空地線」、「光ファイバコード」、「その他通信用ケーブル」を含めてください。

イ. 光ファイバ心線（ユーザー向け）

光ファイバ素線（1次被覆したもの）に2次被覆した光ファイバ心線で、光ファイバ最終需要者にむけられるもの（光ファイバ素線で出荷されるものを含む。）。

注：同業者向け「光ファイバ心線（光ファイバ製品メーカー向け）」に出荷されるものは含めないでください。

(2) 項 目

① 生 産

あなたの工場で所定の製造工程を終わって製品扱いとしたもの

② 出 荷

（販 売）

他の工場から購入した製品及び同一企業内の他の工場から受入れた製品を販売したものも含めてください。

（その他）

あなたの工場が販売以外のその他の理由により出荷したもので、次の場合を含めます。

ア. 他の工場から加工を委託され、これを完成品にしてその委託先に返送した場合

イ. 同一企業内の他の工場に販売のため完成品を移動した場合

1－2. 販売先内訳

光ファイバ製品について、「1－1. 製品」の項目のうち、販売の数量を次に示す部門別に分類して記入してください。したがって、「1－2. 販売先内訳」の品目別内訳の合計の数値は「1－1. 製品」の品目別の販売の数量と一致しなければなりません。

なお、販売業者に販売した場合も用途のわかる限り各部門別に記入してください。

部門別及びその包括内容は次のとおりです。

(1) 通信・電力業

日本電信電話会社（NTT）、KDDI、JR、その他官公庁などによる公衆通信部門、10電力、電源開発及び公営以外の発電所など

(2) 建設・設備施工業

土木、建設工事並びに電気・通信施設の工事業

(3) 電気機械工業

重電、家電、電子・通信機械、電装品及びその他の電気機械工業

(4) 輸送機械工業

自動車、船舶、航空機、鉄道車両及びその他の輸送機械工業

(5) そ の 他

上記以外で出荷したもの（輸出を含む。）

2. 原 材 料

電線・ケーブル用の原材料について記入してください。

- (1) 電 気 銅 …………… 銅の含有量 99.9%以上のもので、電気分解によって製造された新地金
- (2) さ お 銅 …………… 銅のケーキ、ビレットを含めてください。
- (3) 銅荒引線 …………… 銅電線のもととなる銅線
- (4) 銅の故又はくず …… 銅の故若しくはくず又はこれらを流し替えたもので、銅の含有量 97%以上のもの

3. 生産能力

- (1) 次の事項を考慮して調査品目ごとに月間生産能力の算定を行ってください。

なお、多品種を生産している工場では、特定の品種を集中的に生産する場合の能力ではなく、過去の実績などを勘案した標準的な品種構成で生産するときの能力を算出してください。

- ① 月間の操業日数は、各品種の標準的な年間稼働日数を12か月で除したものとする。
 - ② 月間の操業時間は、各品種の過去の実績などを考慮した標準的な1日当たりの稼働時間に上記①の月間の操業日数を乗じたものとする。
 - ③ 各生産設備を稼働させるのに必要な標準的人員を前提とする。
 - ④ 生産活動を維持するための原材料の供給は、標準的品質の供給を前提とする。
- (2) 銅絶縁電線（巻線、機器用電線、輸送機器用電線、通信用電線・ケーブル、電力用電線・ケーブル及びその他の絶縁電線）、通信用ケーブル光ファイバ製品に区分して記入してください。
 - (3) 通信用ケーブル光ファイバ製品は、製品欄の通信用ケーブル（品目番号0110+0111の計）の生産能力の算定を行ってください。

非鉄金属月報（調査票番号：9810）

電気金、電気銀、粗銅、電気銅、粗鉛（副産粗鉛を含む）、電気鉛、亜鉛を生産している工場は、全てこの調査票を提出してください。

この調査票は、工場で生産している上記の品目について、生産状況、労務、製（精）錬の原料（他の製錬所から転送されたものを含めます。）の消費・在庫及び製（精）錬能力を記入するものです。

なお、調査票記入に際しては記入注意事項の「4. 共通調査項目別事項」（4～8ページ）を参照してください。

1. 製 品

非鉄金属の製（精）錬による製品について、調査票に掲げる品目区分によって所定の単位で記入してください。

電気金：電解精錬した金地金（金の含有量99.99%以上）

電気銀：電解精製した銀地金（銀の含有量99.99%以上）

電気銅：電解精製した銅地金（銅の含有量99.99%以上）

なお、製造した銅地金で、銅ケーキ又は銅ビレットの製造に使用したものは、消費に記入し、銅ケーキ及び銅ビレットは、電気銅には含めないでください。

電気鉛：電解精錬した鉛地金（鉛の含有量99.99%以上）

亜鉛：製錬した亜鉛地金で電気亜鉛、蒸留亜鉛、精留亜鉛を含めてください。

なお、調合亜鉛についても亜鉛に含めてください。

(1) 受 入

（一財）国際資源開発研修センターからの放出分も含めてください。

(2) 消 費

粗銅及び粗鉛については、あなたの工場の電解部門への払出数量を記入してください。

なお、受入れた製品で消費したものもここに含めてください。

(3) 出 荷

本社又は出資会社に引き渡したものは「販売」と見なしてください。

(4) 在 庫

製品欄の「粗銅」の月末在庫と2. 原材料欄の電気銅用の「国内粗銅」の原料としての粗銅の月末在庫は重複しないよう注意してください。「粗鉛」の月末在庫についても同様に取り扱ってください。

2. 原 材 料

(1) 原料は調査票に定める品目に分類し、各品目ごとの含有量を調査票に掲げる品種区分によって記入してください。

① 粗銅の製錬原料として銅鉱を受入れ使用する場合は、銅鉱中に含まれる銅分、金分、銀分を記入してください。粗鉛の場合は、鉛鉱中に含まれる鉛分、銅分、金分、銀分を記入してください。

② 電気銅の精錬原料として粗銅を受入れ使用する場合は、粗銅中に含まれる銅分、金分、銀分を記入してください。電気鉛の場合は、粗鉛中に含まれる鉛分、銅分、金分、銀分を記入してください。

③ 亜鉛の精錬原料として亜鉛鉱を受入れ使用する場合には、鉱石中に含まれる亜鉛分、鉛分、銅分、金分、銀分を記入してください。

(2) 原料とは自家繰返品及び中間製品を除いた製錬及び精錬原料をいいます。すなわち、鉱石精鉱、スクラップ、粗地金などをいい、同一工場内の他部門（同一金属の製錬と精錬は他部門として取扱う）、他事業所から受入れた焼鉱、粗地金、残基銅マット、スパイス、澱物、鉱滓、製錬残さ、ドロス、カラミなどを含めてください。

(3) 原料の定義

① 粗製品の原料

ア. 銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱

(ア) 国内の鉱山で産出された鉱石、精鉱及び沈澱銅（亜鉛製錬の際に発生する銅澱物及び硫酸焼鉱を脱銅する際に発生する沈澱銅を含む。）

(イ) 海外より輸入された鉱石及び精鉱で、海外より輸入された沈澱物、焙焼鉱、焼結鉱、銅マットも含めてください。ただし、海外粗地金は含めないでください。

イ. 粗銅（他事業所産粗銅、海外粗銅）

国内の他の製錬所で生産された粗銅（国内粗銅）であって、粗銅として他の製錬所から受入れた残基銅を含め、粗銅製錬所で精錬又は鋳直しを行うものに限ります。

海外で生産された粗銅であって粗銅として受入れた海外残基銅を含め、国内の製錬所で精製又は鋳直しを行うものに限ります。

ウ. スクラップ

銅、鉛及びそれら金属の合金の故及びくずをいい、金属加工工程中に発生した銅滓、鉛滓を含め、製錬の原料とするものを記入してください。

エ. その他

製錬工程中に発生したマット、鉱滓、転炉カラミ、カラミ精鉱、残さ、ドロス、煙灰残基銅などで、上記ア～ウ以外の製錬原料をいい、同一工場内の精錬部門から受入れたものを含めてください。

また、他の製錬所や精錬所で生産された粗銅は絶対に含めず、該当品目に記入してください。

残基銅：粗銅の電気分解によって残留し、回収されたアノードスクラップで、同一工場内の製錬部門が精錬部門より受入れたものも含めてください。また、電気銅精錬所が、自らアノードスクラップを溶解し、インゴットにしたものを製錬所が受入れた場合も含めてください。

② 精製品の原料

ア. 国内粗銅

他事業所産出粗銅、海外粗銅出粗銅、残基銅出粗銅を含めてください。

イ. 粗鉛

(ア) 国内粗鉛

他事業所産出粗鉛、海外粗銅出粗鉛、残基銅出粗鉛を含めてください。

(イ) 海外粗鉛

海外で生産された粗鉛をいいます。

ウ. 金銀澱物等

粗金、粗銀、青金、アマルガム、海外金銀スライムなどをいいます。

エ. スクラップ

亜鉛合金の故及びくずをいい、金属加工工程中に発生した滓を含め、精錬の原料とするものを記入してください。

オ. その他

海外粗銅、精錬工程中に発生したスライムなどで他の精錬所から受入れたもののみを記入してください。

3. 労 務

(1) 非鉄金属部門

報告の主体となる金属の製（精）錬の業務に従事する者で、当該金属の副産物の生産業務に従事している者も含め、直接生産業務に従事している者と間接的に従事している者とを問いません。

また、同一工場内で2種以上の主体金属を生産している工場は各金属ごとに区分し、区分が困難なときは、直接部門の従事者の比率などによりあん分してください。

(2) 事業所

当該金属の製（精）錬及び副産物の生産業務に従事している者のほか、他部門の業務に従事している者も含めた工場全体の従事者を記入してください。

4. 生産能力

電気分解により生産されるもの

月間製錬能力 = 電解当量 × 電流効率 × 電流 × 30日 × 電解槽数 × 操業率 × 製品率

$$\text{電流効率} = \frac{\text{実析出量}}{\text{理論析出量}}$$

$$\text{電 流} = \text{実通電電流}$$

$$\text{電解槽数} = \text{使用可能の全槽数}$$

$$\text{操 業 率} = \text{通電率} \times \text{電解操業率} = \frac{\text{実通電時間}}{720 \text{ 時間}} \times \frac{\text{延稼働可能電解槽数}}{\text{延全電解槽数}}$$

$$\text{製 品 率} = \frac{\text{製 品 量}}{\text{実電着量}}$$

上記の算式によりがたいものは、現在の設備で各工程のバランスを考慮の上、生産し得る最高生産能力とする。

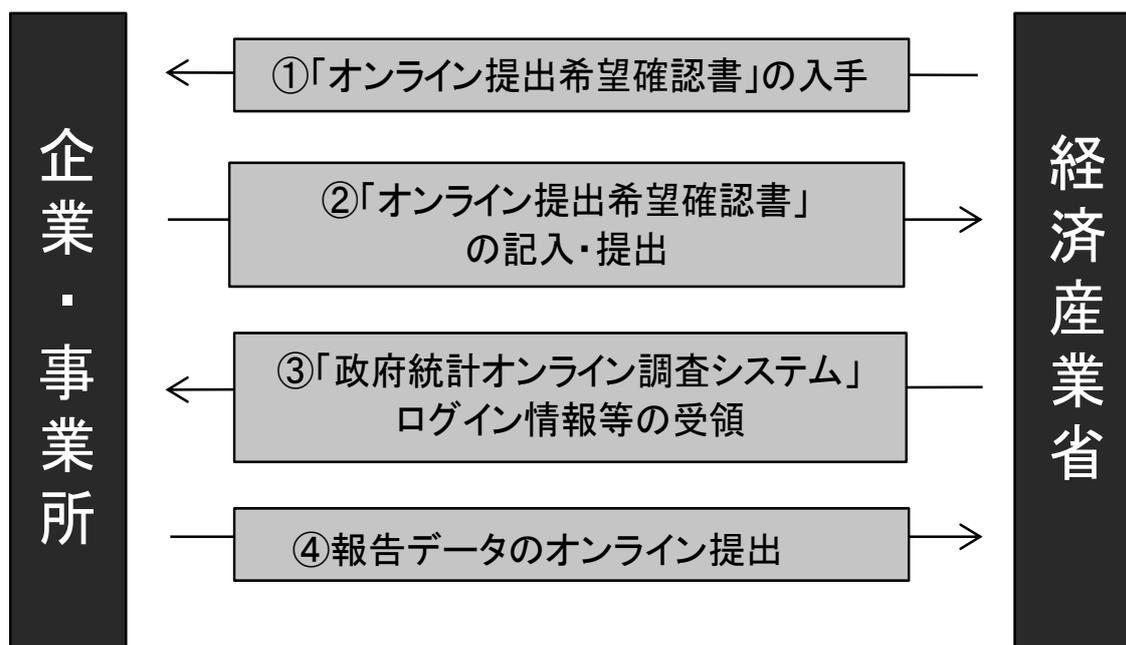
なお、電気金は「g」、電気銀は「kg」で能力を記入してください。

調査票のオンライン提出について

生産動態統計調査などの調査票をオンラインで提出するには、企業・事業所と経済産業省の間をインターネットなどの情報ネットワークで結び、各種の調査票の報告を行う「政府統計オンライン調査システム」を利用することになります。

システム利用に関する手続きの流れ及び「オンライン提出希望確認書」の記入要領、提出方法、提出先、問合せ先は以下のとおりです。

システム利用手続きの流れ



(1) システム利用に関する手続きの流れ（※）

①「オンライン提出希望確認書」の入手

30ページに「オンライン提出希望確認書」【新規届】(※)の様式がありますので、コピーして利用してください。

なお、経済産業省ホームページからも様式（Excel形式）の取得が可能です。

<https://www.meti.go.jp/statistics> → 統計トップページ「調査にご協力いただいている方へ」 → 「オンラインによる統計報告」 → 「2. オンライン提出希望確認書」

②「オンライン提出希望確認書」の記入・提出

「オンライン提出希望確認書」に必要事項を記入し、経済産業省へE-MAIL又は郵送にて提出してください。

なお、電話などで記入内容の確認をする場合があります。

③「政府統計オンライン調査システム」ログイン情報等の受領

経済産業省から、「政府統計オンライン調査システム」にログインする際に必要な調査対象者ID、初期パスワードを記載した資料及び操作説明書を郵送します。

④ 報告データのオンライン提出

調査票提出日までに、オンラインによる調査票データの提出をしてください。

※「調査対象者ID」、「初期パスワード」情報が送付されている場合、「オンライン提出希望確認書」【新規届】の提出は必要なく、既にオンラインによる調査票の提出が可能となります。

(2) オンライン提出希望確認書記入要領

① オンライン開始希望時期

- ・何月分の提出からオンライン開始を希望するのか記入してください。

② オンライン担当者情報

- ・「担当者名」欄には、実際に「政府統計オンライン調査システム」を利用してオンライン提出を行う担当者名を記入してください。
- ・「メールアドレス」欄には、オンライン担当者が業務で使用している E-MAIL アドレスを記入してください。

※政府統計オンライン調査システムを利用する際に必要なパソコンの利用環境については、29ページで確認してください。

③ オンライン提出調査票

- ・「事業所番号」欄には、オンライン担当者が調査票データのオンライン提出を担当する事業所の事業所番号を記入してください。
- ・「調査票番号」欄には、事業所ごとにオンライン提出する調査票番号を記入してください。一部オンライン提出しない調査票がある場合は、当該調査票番号は記入しないでください。
- ・1事業所の調査票番号を1行に書くことができない場合は、次の行に記入してください。
- ・記入欄が足りない場合は、「オンライン提出希望確認書」をコピーし、2枚目以降に記入してください。

(3) 「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合

「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合は、31ページの「オンライン提出希望確認書」【変更届】に変更内容を含む全ての項目を記入し、提出してください。様式 (Excel 形式) の入手方法及び提出先は、前記【新規届】と同様です。

(4) 調査に関する問合せ先

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室

電話：03-3501-1511 (代表)

企画調整班 2861~2862 (内線)

(5) 「オンライン提出希望確認書」の提出先及び「政府統計オンライン調査システム」に関する問合せ先

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 大臣官房調査統計グループ

統計情報システム室 オンライン調査担当

電話：03-3501-1090 (直通)

E-MAIL：bz1-stats-info@meti.go.jp

【参考】パソコンの利用環境について

政府統計オンライン調査システムは、インターネットを利用したシステムです。利用に当たっては、以下のシステム環境及び通信環境が必要です。

●システム環境（2024年9月現在）

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2） （Excel調査票をご利用の場合のみ）
Windows 11（※1） Windows 10（※1）	Firefox 130 Google Chrome 128 Microsoft Edge 128	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2021 Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
macOS 14.6	Safari 17	—

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2）表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません。
- ・Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。

また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。

（※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

- ・「このファイルのソースが信頼できないため、Microsoft によりマクロの実行がブロックされました。」と表示された場合は以下の URL に対処法の記載があります。

https://www.e-survey.go.jp/faq/Security_risk

●通信環境

ブロードバンド環境を推奨します。

なお、利用環境の詳細や最新情報は、以下の URL から確認してください。

https://www.e-survey.go.jp/recommended_env

●政府統計オンライン調査システムマニュアル

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/manuald.pdf>

●政府統計オンライン調査システムのよくある質問及び回答

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/qa.html>



オンライン提出希望確認書（経済産業省）

【 新規届 】

記入日： _____

オンライン開始希望時期	年	月分の提出から
-------------	---	---------

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒)		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

《問合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: bzl-stats-info@meti.go.jp

(2023.06様式)



オンライン提出希望確認書（経済産業省）

【 変更届 】

記入日： _____

調査対象者ID	
---------	--

現在ご利用中のID(英数字10桁)をご記入ください。

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒)		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

(備考欄)	例) 1234567890(事業所番号) 1234(調査票番号) 4月分より追加
-------	--

《問い合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: bzl-stats-info@meti.go.jp

(2023.06様式)



経済産業省生産動態統計調査
軽金属板製品月報
 (2025年 月分)

基 幹 統 計	
経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計	
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

注1. 出荷及び月末在庫欄には受入分を含めてください。
 2. 飲料用缶は小売飲料用に限りませう。
 3. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格（消費税を含む）で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料、その他の販売諸掛を除いたものをいいます。

単位：kg

1. 製 品		項 目	番 号	生 産	受 入 (製品)	出 荷			月 末 在 庫	
						販 売		そ の 他		
						数 量	金 額 (百万円)			
品 目				A	B	C	D	E	F	
日 用 品			0101							
業 用 品	電 気 器 具 用 品		0102							
	船 舶 ・ 車 両 用 品		0103							
	飲 料 用 缶	缶 体	0104							
		缶 ふ た	0105							
	そ の 他 の 産 業 用 品			0106						

3. 労 務		単位：人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
軽金属板製品部門	0301		
事業所	0302		

4. 生 産 能 力		単位：kg	
区 分	番 号	月 間 生 産 能 力	
		A	
飲 料 用 缶 (缶 体 、 缶 ふ た)	0401		

備 考

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) 電 話 (- -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 氏 名 及 び 氏 名	電 話 (- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事業所番号
A075040	2025		都道府県 整理番号

法人番号	
------	--

令和 5. 12 改正

経 済 産 業 省 (鋳 工 業 動 態 統 計 室)



経済産業省生産動態統計調査
アルミニウム月報
(2025年 月分)

基 幹 統 計	経済産業省生産動態統計
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製 品		単 位	番 号	生 産	受 入	消 費	出 荷			月 末 在 庫
項 目	品 目						販 売		そ の 他	
							数 量	金 額 (千円)		
		A	B	C	D	E	F	G		
	精製アルミニウム地金	t	0101							
	アルミニウム合金地金 (鑄物・ダイカスト用)	t	0102							
	アルミニウム合金地金(その他用)	t	0103							
	アルミニウム二次地金(脱酸用)	t	0104							
	アルミニウム二次地金(その他用)	t	0105							
	アルミニウム二次合金地金 (鑄物・ダイカスト用)	t	0106							
	アルミニウム二次合金地金 (そ の 他 用)	t	0107							
	アルミニウム粉	kg	0108							

2. 原 材 料		単 位	番 号	消 費	月 末 在 庫
原 材 料 名	項 目			A	B
アルミニウム地金		t	0201		
アルミニウム二次地金		t	0202		
アルミニウムのくず		t	0203		
アルミニウム滓(ドロス・灰)		t	0204		
銅及び銅の故又はくず		t	0205		

3. 労 務		単 位 : 人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
アルミニウム部門	0301		
事業所	0302		

備 考

企 業 名	本社又は本店所在地	(〒 -) 電話 (- -)
事 業 所 名	事業所所在地	(〒 -)
報 告 者 名	作成者の所属部署名及び氏名	電話 (- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事業所番号
A:079040	2025		都道府県 整理番号

法人番号	
------	--



経済産業省生産動態統計調査
非鉄金属製品月報

(伸銅製品)
 (2025年 月分)

基幹統計	経済産業省生産動態統計
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製品 単位：t

項目 品目	番号	生産 A	受入 B	消費 C	出 荷		月末在庫 G	
					販 売			その他 F
					数量 D	金額(千円) E		
銅製品(板)	0101							
銅製品(条)	0102							
銅製品(管)	0103							
銅製品(棒・線)	0104							
黄銅製品(板)	0105							
黄銅製品(条)	0106							
黄銅製品(管)	0107							
黄銅製品(棒)	0108							
黄銅製品(線)	0109							
その他の伸銅製品(板・条)	0110							
その他の伸銅製品(棒・線)	0111							

注：その他の伸銅製品には、青銅製品を含む。

2. 原材料 単位：t

項目 原材料名	番号	生産 (発生)	消費	月末在庫
		A	B	C
電気銅	0201			
銅の故又はくず	0202			
銅合金の故又はくず	0203			
亜鉛	0204			
再生亜鉛	0205			

注：電気銅には銅ケーキ、銅ピレットを含む。

3. 労務 単位：人

区分	番号	月末従事者数
		A
伸銅部門	0301	
事業所	0302	

備考：先月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

4. 生産能力 単位：t/月

区分	番号	生産能力
		A
伸銅品	0401	

企業名	本社又は本店所在地	(〒 -) 電話(- -)
事業所名	事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名	作成者の所属部署及び氏名	電話(- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事業所番号
A:079050	2025		都道府県 整理番号
法人番号			



経済産業省生産動態統計調査

非鉄金属製品月報

(シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊)
(2025年 月分)

基幹統計 経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製 品				生 産		受 入		消 費		出 荷		月 末 在 庫
品 目	項 目	単 位	番 号	A	B	C	販 売		F	G		
							数 量	金 額(百万円)				
シリ コ ン ウ エ ハ	5 インチ (125mm) 以下	10 ³ sq.in.	0101									
	6 インチ (150mm)	10 ³ sq.in.	0102									
	8 インチ (200mm)	10 ³ sq.in.	0103									
	12インチ (300mm) 以上	10 ³ sq.in.	0104									
	合 計	10 ³ sq.in.	0105									
は	ん	だ	t						(千円)			
銅	合	金	塊	t					(千円)			

※シリコンウエハの販売金額は、各口径の合計値を記入してください。(単位は百万円です)。

2. 原 材 料				生 産		消 費		月 末 在 庫	
原材料名	項 目	単 位	番 号	(発 生)		B	C		
				A					
鉛		t	0201						
再 生 鉛		t	0202						
鉛 の 故 又 は く ず		t	0203						

3. 労 務			単 位 : 人
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊部門	0301		
事 業 所	0302		

備 考

4. 生 産 能 力			単 位 : 10 ³ sq.in.
区 分	番 号	生 産 能 力	
		A	
シリコンウエハ	0401		

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) 電 話 (- -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 名 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名	電 話 (- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号			
A:079060	2025		都道府県	整 理 番 号		
法人番号						



経済産業省生産動態統計調査
非鉄金属製品月報
 (アルミニウム圧延製品)
 (2025年 月分)

基幹統計	経済産業省生産動態統計
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月 15 日
提出部数	1 部

1. 製 品		単位：t						
品 目	番 号	生 産 A	受 入 B	消 費 C	出 荷			月 末 在 庫 G
					販 売		そ の 他 F	
					数 量 D	金 額 (百 万 円) E		
板	0101							
円板	0102							
条	0103							
管	0104							
棒・線	0105							
形材	0106							
はく	0107							

2. 原 材 料		単位：t		
原材料名	番 号	生 産 (発 生)	消 費	月 末 在 庫
		A	B	C
アルミニウム地金	0201			
アルミニウム合金地金	0202			
アルミニウム二次地金	0203			
アルミニウムくず	0204			

3. 労 務		単位：人
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数
		A
アルミニウム圧延部門	0301	
事業所	0302	

4. 生 産 能 力		単位：t/月
区 分	番 号	生 産 能 力
		A
アルミニウム圧延製品 (板、円板、条、管、棒、線、形材)	0401	
はく	0402	

備 考

企 業 名	本社又は本店所在地	(〒 -) 電話 (- -)
事 業 所 名	事業所所在地	(〒 -)
報 告 者 名 の 氏 名	作成者の所属 部 署 名 及 び 氏 名	電話 (- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号			
A:079070	2025		都道府県	整 理 番 号		
法人番号						



政府統計

経済産業省生産動態統計調査

非鉄金属製品(電線・ケーブル)、 光ファイバ製品月報

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月 15 日
提出部数	1 部

(2025年 月分)

1-1. 製 品		品 目	単 位	番 号	生 産	受 入	出 荷			月 末 在 庫
							販 売		そ の 他	
							数 量	金 額(百万円)		
		A	B	C	D	E	F			
銅 裸線 (電線メーカー向け心線)		导体 t	0101							
銅 裸線 (ユーザー向け)		导体 t	0102							
銅 絶 巻 線		导体 t	0103							
銅 緑 機 器 用 電 線		导体 t	0104							
銅 緑 輸 送 機 器 用 電 線		导体 t	0105							
銅 緑 通 信 用 電 線・ケ ー ブ ル		导体 t	0106							
銅 緑 電 力 用 電 線・ケ ー ブ ル		导体 t	0107							
銅 緑 そ の 他 の 絶 縁 電 線		导体 t	0108							
アルミニウム線		导体 t	0109							
光ファイバ製品										
通信用 光ファイバケーブル (通信複合ケーブルを含む)		kmコア	0110							
ケーブル その他の光ケーブル		kmコア	0111							
光ファイバ心線(ユーザー向け)		kmコア	0112							
計		kmコア	0113							

1-2. 販 売 先 内 訳		「1-1. 製品」欄の「光ファイバ製品」の販売数量 (C欄)の内訳を記入し、輸出向けは「その他 (E)」欄に含めてください。					
内 訳		番 号	通 信 ・ 電 力 業	建 設 ・ 設 備 施 工 業	電 気 機 械 工 業	輸 送 機 械 工 業	そ の 他
			A	B	C	D	E
光ファイバ製品							
通信用 光ファイバケーブル (通信複合ケーブルを含む)		kmコア	0121				
ケーブル その他の光ケーブル		kmコア	0122				
光ファイバ心線(ユーザー向け)		kmコア	0123				

2. 原 材 料		電線・ケーブル用の原材料について記入してください。			
項 目		番 号	生 産 (発 生)	消 費	月 末 在 庫
			A	B	C
電 気 銅		t	0201		
さ お 銅		t	0202		
銅 荒 引 線		t	0203		
銅 の 故 又 は く ず		t	0204		

3. 労 務		単位:人		4. 生 産 能 力			
区 分		番 号	月 末 従 事 者 数	区 分	単 位	番 号	生 産 能 力
			A				A
電 線 ・ ケ ー ブ ル 部 門		0301		銅 絶 縁 電 線	导体/月	0401	
光 フ ァ イ バ 部 門		0302		通 信 用 ケ ー ブ ル 産 品	kmコア/月	0402	
事 業 所		0303					

備 考

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) 電 話 (- -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 氏 名 及 び 氏 名	電 話 (- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号			
A 0 7 9 0 8 0	2 0 2 5		都道府県	整 理 番 号		
法人番号						

令和 5. 12 改正

経 済 産 業 省 (鉱 工 業 動 態 統 計 室)



経済産業省生産動態統計調査

非鉄金属月報

(2025年 月 分)

基幹統計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製品		単位	番号	生産	受入	消費	出荷			月末在庫
品目	項目						販売		その他	
							数量	金額(百万円)		
		A	B	C	D	E	F	G		
電気	金	g	0101							
電気	銀	kg	0102							
粗	銅	t	0103							
電気	銅	t	0104							
粗鉛	(副産粗鉛を含む)	t	0105							
電気	鉛	t	0106							
亜	鉛	t	0107							

2. 原材料		項目	原材料	番号	鋳量 (乾量) (t)	含有金属量				
用途別	消費					金(g)	銀(kg)	銅(t)	鉛(t)	亜鉛(t)
						A	B	C	D	E
粗銅用	消費	銅	鋳	0201						
		粗	銅	0202						
		スクラップ		0203						
		その他		0204						
	月末在庫	銅	鋳	0205						
		粗	銅	0206						
		スクラップ		0207						
		その他		0208						
電気銅用	消費	国内粗銅		0209						
		金銀濃物等		0210						
	その他		0211							
	月末在庫	国内粗銅		0212						
金銀濃物等			0213							
その他			0214							
粗鉛用	消費	鉛	鋳	0215						
		スクラップ		0216						
		その他		0217						
	月末在庫	鉛	鋳	0218						
		スクラップ		0219						
		その他		0220						
電気鉛用	消費	粗鉛		0221						
		その他		0222						
	月末在庫	粗鉛		0223						
		その他		0224						
亜鉛用	消費	亜鉛	鋳	0225						
		スクラップ		0226						
		その他		0227						
	月末在庫	亜鉛	鋳	0228						
		スクラップ		0229						
その他		0230								

3. 労務		番号	月末従事者数
区分	単位		
非鉄金属部門	金・銀	0301	A
	銅	0302	
	鉛	0303	
	亜鉛	0304	
事業所		0305	

4. 生産能力		単位	番号	月間製錬能力
区分	単位			
電気	金	g	0401	A
電気	銀	kg	0402	
粗	銅	t	0403	
電気	銅	t	0404	
電気	鉛	t	0405	
亜	鉛	t	0406	

企業名		本社又は本店所在地	(〒 -) 電話(- -)
事業所名		事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名		作成者の所属部署名及び氏名	電話(- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事業所番号
A 0 7 9 8 1 0	2 0 2 5		都道府県 整理番号
法人番号			

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。